



外観イメージ

千葉県森林組合では県産材の利用を促進するため、または計画的な森林整備を進めるため、県内工務店5社と提携し、「ちばの木づかい協議会」を設立致しました。
 その中から規格住宅「ちばの木の家」が誕生しました。
 「ちばの木の家」は内装に漆喰、外装にはモルタル櫛引塗装を採用、また木製建具などの自然素材をふんだんに使用した手作りを感じられる家。住宅性能でも次世代省エネ基準に準じています。

ちばの木の家



詳しい資料などもありますので、家を検討されている方は是非お問い合わせ下さい。



ちばの木づかい協議会事務局
 HP:<http://senmorinoie.jp>
 連絡先043-227-8233

組合員の皆様へ

○名義・住所変更等の手続きについて



相続、委託継承(高齢のため権利を推定相続人に委託すること)、住所変更等に関する手続きをご希望の方、もしくはこれらの手続きがお済でない方は、お気軽に各支所・事業所にご連絡下さい。

こんな森林整備をやっています！

現在、千葉県森林組合では、国・県・市町村の補助金を活用して、主に3つの森林整備を実施しています。

1 間伐

スギ・ヒノキの人工林について、毎年約200ヘクタール程度の間伐を行っています。間伐は病害虫や曲がりなどの欠点がある木を中心に、20〜30%程度を抜き切りし、残す木の成長を促すことによって木を太らせ、道から近い場所では、材を搬出し、道から遠い場所では切り置きの間伐を行っています。材の搬出には、グラップルやフォワーダなどの林業用の重機を使用し、必要に応じて作業道や作業路を作設しています。



2 竹林の皆伐と植栽

森林に侵入した竹をすべて伐り、稗や枝葉を積み上げて整理し、その跡地に植栽し森林の再生を行っています。植栽後には、木がまわりの草に負けない2〜3m程度の高さになるまで下刈りを行います。

3 溝腐病被害森林の皆伐と植栽

スギ非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林の木をすべて伐り、その材を林外に搬出します。枝葉は林内に積み上げて整理するとともに、その跡地に植栽し森林の再生を行っています。植栽後には、木が周りの草に負けない2〜3m程度の高さになるまで下刈りを行います。

これらの森林整備は、補助金を活用するとともに、伐採した材を森林組合にお譲りいただくことで、原則として組合員の皆様から負担金を頂かずに、実施しています。また補助事業であり、費用が全て助成される訳ではないため、「効率を重視せざるを得ない施策となること」や、「林内を重機が走行すること」、「当組合との森林経営委託契約が必要となること」、「事業後は最低でも5年間は森林の転用が不可なり」となること」などの条件が必要となります。

詳しくは8ページに記載のある最寄の支所・事業所にお問い合わせ下さい。



北部エリア情報



サンブスギ林の再生に奮闘中

250年以上前から育てられてきたサンブスギは歴史のあるブランド品種です。その名のとおり山武林業地で挿し木の技術とともに受け継がれてきました。

千葉県内での面積割合は県北地域で約6割を占めています。他の杉品種と比べると成長が早く、材の質は建築材に最適といわれています。

そんな優れた性質をもつスギに特有の病気が発生してしまいました（非赤枯性溝腐病）

溝腐病による被害の蔓延を防ぐ対策として、被害林の皆伐を行っています。数字で表すと千葉県内で毎年約10ヘクタール程度を事業として行っています。今後も引き続き皆様の理解の元、継続して行ってまいります。

コンテナ苗で植栽しています

前記にて皆伐をした後、植栽をしますが、森林組合では植栽作業の効率化を図るためコンテナ苗を導入しました。一般的な植栽作業で用いる裸苗より作業時の効率が良い点、ポット苗のようなポット内での根巻原因の成長不足をしっかりと改良している点、また植栽をする時期も根鉢がついているので土壌凍結時期を除けばいつでも植えることが可能です。



スギのコンテナ苗



コンテナ苗の根の様子

森林施業フランチナーが在籍しています。

森林施業フランチナーとは森林施業の方針や利用間伐等の事業収支を示し、森林所有者により良いフランチナーを提案します。合意形成後の整備事業の計画を立て、適正に施業が行われるまでの実行管理を行います。



当組合では現在8名のフランチナーが在籍し、日々の業務にあたっています。

南部エリア情報



南部支所 袖ヶ浦・安房事業所

平成二七年九月に組織再編によりまして、君津支所は南部支所に、安房支所は安房事業所へとそれぞれ名称が変更されました。

地域林業の担い手として

南部管内では、地域森林管理の担い手として、「提案型集約化施業の実施と持続可能な低コスト林業の確立」と「組合員、地域住民の信頼を得る組織、経営の確立」を組織あげて取り組み組合員と地域の皆様の期待に応えられる組合運営を行っています。

地区説明会を

開催しています。

今後森林整備を行うには「森林経営計画」が必要となります。この計画は、個人の所有者ごとではなく、流域・地域などのある程度まとまりを一つの単位とする計画のため、森林所有者の皆様と同意を頂き、組合との「森林経営委託契約」を結びながら森林整備を進めております。



南部支所では、集約化(ひとつのまとまり)団地化をするために、県・市のご協力をいただきながら、「地区説明会」を開催しています。今後も各地域で、このような説明会を開催していく予定です。

森林整備実施までの流れ

- ①説明会や戸別訪問・相談
- ②現地調査・境界確認
- ③森林経営委託契約の締結
- ④森林経営計画の樹立
- ⑤搬出間伐など、森林整備の実施

製材のご案内

安房事業所

主な製品・加工品として

【賃挽き加工】

丸太をお持ち頂き、ご希望の製品にする。

例：杉丸太長さ3m・太さ30cmを、3m・18cm角の柱材にする

【製材品(注文品)】

例：杉床板・天井板等

【製材品(特注品)】

例：素材 ヒノキ・ケヤキ・サクラ・イチヨウ他

※良質な素材がある時のみお受けいたします。

【製材品(既製品)】

・半割タイコ(土木作業等)
・正角、バタ角、垂木等

お気軽にお問合せ下さい